

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
持続可能な電力システム構築小委員会
第二次中間取りまとめ（案）に対する
パブリックコメントの結果について

令和3年8月10日
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力産業・市場室

総合エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ（案）に対し、下記要領にてパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

御協力いただきありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和3年6月19日（土）～令和3年7月18日（日）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページにより御意見を募集。

2. 意見提出数等

意見提出件数：6件

御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

3. 本件に関するお問い合わせ先

資源エネルギー庁電力産業・市場室

TEL：03-3501-1743

**総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会
第二次中間取りまとめに対する御意見の概要と考え方**

整理番号	いただいた御意見	御意見に対する考え方
I. 強靱な電力ネットワークの形成と関係者の連携強化		
(1) 地域間連系線の増強を促進するための制度整備		
1	<p>【意見1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 P4 (1) 地域間連系線の増強を促進するための制度整備/(a)背景・目的 ・意見内容 系統形成方式の「プッシュ型」について、「プル型」と同様の補足文があった方が良い。 ・理由 プル型については、“電源からの個別の接続要請に応じて対応する”と説明がある。一方、プッシュ型は、後述の図やその対比として想像がつくものの文章での説明がないため、読み手の理解を深めるために文章で表現したほうが良いと思われま。 	御指摘の通り追記いたします。
(2) 送配電網の強靱化とコスト効率化を両立する託送料金改革		
2	<p>「持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ（案）」に関し、以下の2点について意見を提出致します。</p> <p>【意見1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●該当箇所： I. 強靱な電力ネットワークの形成と関係者の連携強化 (2) 送配電網の強靱化とコスト効率化を両立する託送料金改革 (P9) ●意見：託送料金の最大限の抑制 高経年化対策やマスタープラン（広域系統長期方針及び広域系統整備計画）の遂行等により、今後、電力ネットワークの再構築にかかる設備投資が必要となることが見込まれるため、託送費用の上昇が懸念されます。これを避けるべく、電力の安定供給に必要な投資は行いつつ、同時に料金上昇の抑制を最大限にはかることが必要と考えます。 そのため、例えば、料金算定に際しては、海外事業者の料金水準との比較を行うことも必要であると思料します。レベニューキャップ制度での統計査定なども用いた事業者間比較などにより、効率的な単価と費用の算定が行われるものと理解しておりますが、山地が多い日本の特性や電力需要密度の過剰などを十分考慮した上で、一般送配電事業者のkmあたりの設備単価等の合理的な比較がなされることを望みます。 	<p>昨年2月に第1次中間取りまとめでは、「一般送配電事業者に、必要な送配電投資の着実な実施を促すとともに、コスト効率化を促す観点から、欧州の制度も参考に、①国が、一定期間ごとに、収入上限（レベニューキャップ）を承認することにより、一般送配電事業者の適切性や効率性を定期的に厳格に審査するとともに、一般送配電事業者自らの効率化インセンティブを促し、②併せて、新規電源接続のための送配電設備の増設や、調整力の変動などの外生的要因による費用増や費用減については、機動的に収入上限に反映する仕組み、を基本とした託送料金制度を導入すべきである。」「一層のコスト効率化を促していく審査の仕組みについては、事業者の効率的な取組、海外の事例なども参考に、①事業費用を、供給地点数、送電線・配電線の設置距離(km)、供給面積(km²)等に着目した単位当たりコストを算出し、②需要密度などの事業実態なども考慮しつつ、各事業者の単位当たりコストを比較し、効率化が遅れている事業者の効率化を促すとともに、③将来的な効率化については、統計的に算出した生産性向上見込み率を用いた査定を行うことを基本として、一般送配電事業者自らによる効率性向上の取組を促す仕組みを検討していくべきである。」という内容を取りまとめたところであり、引き続き、この方向性で詳細検討を進めてまいります。</p>
3	<p>【意見2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 P10 (2) 送配電網の強靱化とコスト効率化を両立する託送料金改革/表3 一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標及びインセンティブ ・意見内容 一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標及びインセンティブ項目において、各分野の目標に対して、収入上限の引き上げ・引き下げとレベニューキャップインセンティブが設定されるようご検討いただいているが、電力の安定供給に関し、項目毎に投じた個々の対策（投資）に対して、より直接的なインセンティブの付与、および目標とする効果が得られたかを定量的に評価する仕組みをご検討いただきたい。 ・理由 送電設備は数十年の長きに亘り使用されるものであること、工業製品の一般的な特性として機器寿命の最後期において故障率が增大することを考慮すると、直近の「停電率」に偏重した電力品質の評価では、適切な時機という観点で送電設備への投資を評価できず、結果として送電設備に関する健全なサプライチェーンを維持することに支障を来すことが懸念される。海外においては、主要アウトプット項目として、「安全性」、「顧客満足度」、「信頼性」、「接続性」、「環境性」のアウトプットカテゴリを設定し、それぞれの主要アウトプットカテゴリに対して金銭的インセンティブ項目が設定されている事例もあり、全体のバランスを考慮したインセンティブ内容の設定が必要と考える。 	<p>電力の安定供給に関するインセンティブ設計については、停電に着目した目標設定に加えて、設備拡充や設備保全、無電柱化といった投資に対しても幅広く目標設定を行い、その達成度合いを評価することを検討しています。その詳細については電力・ガス取引監視等委員会において、引き続き詳細設計を行っているところです。</p>
II. 電力システムの分散化と電源投資		
(1) 配電事業制度		
4	<p>意見1「主任技術者選任義務」に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所P 2 8 (P28、3段落目) 配電事業者は、一般送配電事業者に備った法的義務を負うこととされていることから、電気保安制度ワーキンググループにおいて、配電事業者に対しても、最低限確保すべき安全規制は事業形態によらず同一とすべきであり、配電設備の保有形態（保有や貸与）によらず、事業用電気工作物の維持義務、保安規定の制定及び遵守義務、主任技術者選任義務、一般用電気工作物調査の義務などの一般送配電事業者相応の保安上の義務が課されることとされた。 ・意見内容 1:判断自体は配電事業者の主任技術者がするとしても、現場の駆け付けや一次切り分け等を、一般送配電事業者の人員で有償でもよいので対応することができるようにすべき。 2:主任技術者は、現場に駆け付けることをせずとも、1で駆け付けた要員からの情報をもって、意思決定ができるような制度にすべき。 3:遠隔での指示・対応ができることを前提とし、全てにおいて専任とはせず、規模によっては兼任も検討いただきたい。 ・理由 1:新規の配電事業参入者は一般送配電事業者への業務委託を前提として事業を開始するケースが多いと想定され、将来的に委託によらず自ら技術的能力を獲得するまでの間は実質的な現場対応、1次切り分けなどについて頼らざるを得ないと考えられる。 2:同上。 3:上記のように、遠隔対応が可能であれば、すべてにおいて専任ではなく兼任も場合により可とする方が拡張性高い。レベニューキャップ制度の中で、AI/IoT技術を活用した効率化などにつながる等。 	頂いた御意見は、電気保安制度ワーキンググループにおいて整理された内容に関するものであるため、同ワーキンググループの事務局に伝え、今後の参考とさせていただきます。

5	<p>意見2「災害時の対応等」に関して ・該当箇所P29 (P29、2段落目)</p> <p>さらに、電力は国民生活に不可欠なインフラであることから、事故や停電復旧に際しての迅速な対応を始め、災害時等の復旧見込みの情報発信、自治体や関係者（一般送配電事業者、工務会社等）との連携、停電対応等における需要家とのコミュニケーションも重要である。こうした観点と踏まえ、参入許可審査の際には、一般送配電事業者や社外電工会社等への委託を含んだ災害対応の体制等を審査の対象とすべきである。</p> <p>・意見内容</p> <p>1:(大規模)災害時において、系統末端への白地参入している配電事業者に対して、自立運転できるからという名目で極端に高圧受変電設備付近の一般送配電事業者が保有する系統の復旧を極端に遅らせるなどの不利益が生じないように監視して頂きたい。</p> <p>2:大規模災害時において、一般送配電事業者と配電事業者がきちんと連携できていたか、一般送配電事業者が配電事業者に対して不利益な行動をしなかったなどの事後検証を実施して頂きたい。</p> <p>3:マイクログリッドがぶら下がっている上位系統のリレーシーケンスや運用について、一般送配電側から配電事業者に開示していただきたい。</p> <p>・理由</p> <p>1:復旧時の優先順位として「一般送配電事業者の継続エリア>一般送配電事業者設備の譲渡もしくは貸与で参入する配電事業者エリア>白地参入で自社構築する配電事業者エリア」とならないか事業構造上の懸念があるため。</p> <p>2:同上。</p> <p>3:上位がどのようなシーケンスで動くか分からないと、マイクログリッド側のシーケンスの検討が難しい。</p>	<p>災害復旧においては、一般送配電事業者と配電事業者において連携して復旧活動が行われることが前提であり、復旧に際しての活動は事業者間で事前に申し合わせ等しておくべきものと認識しています。なお、各事業者においては事前の申し合わせ等を踏まえ、設備被害状況なども勘案した上で復旧の優先順位を判断し、復旧作業を行うものと考えております。</p> <p>災害に伴う停電復旧の対応については、現在も適宜、事後的な振り返りを行っているところであり、一般送配電事業者と配電事業者の連携の適切性等も含め、必要に応じて検証対象にしたいと考えています。</p> <p>また、マイクログリッドの運用上、一般送配電事業者と連携が必要な必要な情報等については、一般送配電事業者と配電事業者との協議の上、引継計画等の中で取り決めることとしています。</p>
6	<p>【意見2】</p> <p>●該当箇所： II. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 (譲渡価格・貸与価格の設定の考え方) (P31)</p> <p>●意見：配電エリアを主とした託送料金・ロス率の導入 脱炭素社会の実現に向けては、分散型電源の普及が不可欠であるため、屋根置きPV等の導入加速が必要となる見通しです。そのため、その地域内での分散型電源の需給調整への期待が一層高まるものと思われまます。</p> <p>一方で、現行制度では、特高から高圧、低圧へと電力を供給する前提で託送料金とロス率が設定されており、その譲渡価格・貸与価格にも地域調整費用と上位系統費用が含まれるものとされています。</p> <p>当然のことながら、現時点では配電事業内だけで需給調整を完結させることは難しく、上位系統からの調達なしに安定的な需給調整は困難です。将来的にはマイクログリッドや配電事業内での需給調整努力によって極力上位系統への負担を低減することが期待されるため、その期待に見合った対価（システム構築の原資等）が得られる料金・ロス率の在り方が検討されることを望みます。</p>	<p>上位系統の投資回収費用などを考慮した譲渡価格・貸与価格の算定方法等について、今後「分散システム導入プラン（仮称）」で示していく予定です。</p>
7	<p>【意見3】</p> <p>・該当箇所 P46 II (1) 配電事業制度/引継ぎ計画の記載事項(b)詳細設計の方向性/参入許可申請、引継計画承認、託送供給等約款届出における申請書類及び内容</p> <p>・意見内容</p> <p>引継計画の記載事項の安定供給確保の観点における「対象設備及びその維持・運用に係る情報」、「一般送配電事業者による技術的協力の内容」において、配電事業者自らが設備の更新や新設の際には一般送配電事業者と設備仕様に関する調整ができるよう、留意事項を記すことを求めることとはどうか。また、モニタリング時にその内容を確認すると共に、一般送配電事業者が新たに導入した技術の情報を共有し、その動向を踏まえた設備形成が継続的に配電事業に反映できる運用としてはどうか。</p> <p>なお、白地参入においても同様な観点が必要であり、一般送配電事業者の設備仕様を留意した設備形成が成されるような仕組みをご検討いただきたい。</p> <p>もし、一般送配電事業者と配電事業者の仕様統一が難しい場合、少なくとも配電事業者での仕様統一が進む仕組みなどをご検討いただきたい。</p> <p>・理由</p> <p>配電事業者が、引継参入又は白地参入する場合で配電事業者が一般送配電事業者に設備形成を含む運営業務を委託しないとき、配電事業者自らが設備を形成することになる。その際に様々な仕様の電気工作物が点在する形で整備された場合、大規模災害時の系統復旧支援や配電事業者が撤退した後の一般送配電事業者等の運営に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>また、一般送配電事業者と仕様異なる設備を整備した配電事業者が撤退して設備交換が生じれば、保証金を当てることになり、結果として投資費用の増加、需要家の不利益に繋がる。</p> <p>脱炭素化に向けて発電コストの上昇が見込まれる中、送配設備費用のコスト低減は命題であり、設備の仕様統一は設備投資面で有効である。更に、配電事業者の参入・撤退という場面での業務の合理化や系統復旧支援の円滑化など安定供給面でも有効に動くと思われる。</p>	<p>第二次中間取りまとめでは、「安定供給の確保等の観点から、配電事業者の撤退時に、円滑に一般送配電事業者に設備等が引き継がれる（返却される）ことを確認しておくことも重要である。」と記載しているのとおり、引継参入、白地参入いずれにおいても、引継計画や撤退時取決書に基づき、撤退時の設備の適切な円滑な引継ぎがなされ、撤退後の一般送配電事業者の運営に支障を来さないようにすることが求められています。</p> <p>一方で、再エネ普及促進、コスト効率化や地域のレジリエンスを向上させるといった観点から、新規参入事業者による面的な系統運用を実現するという配電事業制度創設の趣旨に鑑みると、配電事業者の設備形成において、事業者による一定の創意工夫が期待されるものであり、一般送配電事業者や他の配電事業者の設備仕様と統一することを一律で求めていくことは、かえって当該趣旨を損なうおそれがあることから、検討しておりません。</p> <p>これら両面に留意しながら、一般送配電事業者及び配電事業者の個別の協議の中で、設備仕様の考え方や技術情報の共有方法、モニタリングの在り方などが必要に応じて取決められるものと考えています。</p>
8	<p>・参入の目安となる情報（設備増強回避が望ましい地点など）は事前に公表してほしい</p>	<p>配電事業を営もうとする者に対して参入の検討に必要な情報の提供を受けられることをガイドライン等に位置付けるなど、必要な情報が円滑に受けられるような仕組みを整備していきたいと考えています。</p>
9	<p>・一般送配電事業者の発意で配電事業者を公募する形も制度上ありうるものとして記載してほしい</p>	<p>一般送配電事業者が特定の系統において配電事業者を募ることは制度上妨げられているものではありませんので、一般送配電事業者がその発意で配電事業者を募ることは可能と考えています。他方で、制度として位置付ける性格のものではないと考えられますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
10	<p>・需要家や自治体に説明が十分されたというのどう判断されるのか、基準等を明確にしてほしい。特に一部でも需要家が反対している場合に認められるのはどのような要件が必要かなど</p>	<p>第二次中間取りまとめにおいて、「配電事業を営もうとする者の参入に当たり、自治体への説明や需要家への通知等が十分に行われることが重要であることから、これらについては、一般送配電事業者の参入許可基準から準用する配電事業者の参入許可基準のうち「配電事業の計画が確実であること」に照らして審査すべきである。」と記載しています。説明の十分性については、事業にもよることから、一律の基準を示すことは困難であり、実案においては、説明会等の回数や方法等を踏まえ、総合的に判断することを考えています。より具体的な説明会等の実施方法のイメージ等については、「分散システム導入プラン（仮称）」等の中で示していきたいと考えています。</p> <p>なお、個々の需要家との間で、配電事業参入に際し、合意を得ることは、制度上求められていません。</p>

11	<p>・事業許可前の段階での説明会の前に、国で財務状況と技術的能力、事業計画など参入許可に必要なものの一部を簡易に審査して最低限の要件を満たしていることの認定を行ってほしい。それも無い状態で自治体や需要家に説明しても候補事業者としての妥当性が乏しく最初の説明でつまづく可能性が高い。</p>	<p>配電事業の許可をする前には、電気事業法の規律がかかっていないことから、ご指摘のような認定を行うことは難しいと考えております。</p>
12	<p>・貸与価格等の算定時に「託送約款の認可上認められている諸費用（管理費、事業者報酬など）」も一定比率で計上するようにしてほしい</p>	<p>配電事業者は、一般送配電事業者等との間で算定された貸与価格・譲渡価格等を踏まえ、託送料金を設定しますが、ご指摘のような諸費用は当該託送料金に計上することを想定しています。</p>
13	<p>・配電事業を営もうとする者からの問い合わせに対する一般送配電の情報提供は原則義務化してほしい</p>	<p>配電事業を営もうとする者に対して参入の検討に必要な情報の提供を受けられることをガイドライン等に位置付けるなど、必要な情報が円滑に受けられるような仕組みを整備していきたいと考えています。</p>
14	<p>・需要件数については同一の一般送配電事業者のエリア内での上限を5万件までとして、別の一般送配電事業者のエリアでの配電事業は合計しないものとして頂きたい</p>	<p>異なるエリアであっても、兼業を行う規模が大きくなることは情報の目的外利用等の競争関係阻害行為が生じた場合の影響が大きくなると考えられるため、このような整理としています。なお、第二次中間取りまとめでは、「兼業認可の適用除外基準は、制度開始前時点において得られる情報から検討を行ったものである。このため、配電事業制度の開始後に、実際の事業への参入状況も踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うべきであるとした。」と記載させていただいており、今後必要に応じて見直しの検討を行ってまいります。</p>
15	<p>・配電用の電気工作物の定義に「一体で運用することが適当な送電・変電設備」とあるが、送電設備（特別高圧）が対象となる場合を分散導入プランにおいてでも良いが、具体的に例示してほしい。曖昧なままだと一般送配電事業者によって可否が異なる等が懸念される。</p>	<p>「分散システム導入プラン（仮称）」において、配電事業で想定される事業モデル等を整理したいと考えています。</p>
16	<p>・送配電の設備形成の合理化についても貸与の場合でも配電事業者からの提案で設備形成の合理化が測れる場合は一般送配電も応じることとし、適切なインセンティブが支払われるようにしてほしい。その場合には配電事業エリアでは他の一般送配電のエリアとは異なる設備形成ルールを適用することを一般送配電事業者に対して国も認めてほしい。</p>	<p>第二次中間取りまとめでは、上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組のインセンティブについては貸与価格等の算定において考慮することを記載しています。また、同取りまとめにおいて、「一般送配電事業者と配電事業者が共同で作成する「引継計画」において、上位系統の設備増強回避等に寄与する取組を進めることを記載する。」と記載しており、一般送配電事業者と配電事業者との協議による合意の下で、工夫に基づく設備形成がなされることを想定しています。</p>
17	<p>・離島供給の対象となる場所での配電事業者への貸与価格等の算定においては、一般送配電が担っていた小売等のための燃料費など現在算定対象が不明確な費用もあるが、小売供給も含めて配電事業者が一般送配電事業者に代わって実施する場合には従来一般送配電が受け取っていたユニバーサルサービス料などの調整費用も配電事業者が受け取れることを明記してほしい。</p>	<p>第二次中間取りまとめにおいて、譲渡価格・貸与価格の設定に際し、「エリアの収益性の違いについては、地域調整費用において調整を行うこととし、一般送配電事業者によって、需要密度が高く収益性が高いエリアの収入が、需要密度が非常に低く収益性が低いエリア（山間部や離島など）の費用の補填に充てることができる仕組みとする」と記載しており、需要密度が非常に低く収益性が低いエリアにおいては、地域調整費用をマイナスとすることで、譲渡価格・貸与価格を通じて、配電事業者が当該費用分を受け取ることができる仕組みとなっています。</p>
18	<p>・撤退時に原状復帰（送配電の現状ルールだった場合の設備構成への変更）が求められると事業実施に踏み切れないため、一般送配電が通知に同意した場合には現状復帰は不要であり、当該一般送配電の認める範囲で引き続き異なる設備構成・運用を継続することが認められるように明記してほしい。</p>	<p>第二次中間取りまとめでは「安定供給の確保等の観点から、配電事業者の撤退時に、円滑に一般送配電事業者に設備等が引き継がれる（返却される）ことを確認しておくことも重要である」と記載しており、配電事業参入時に一般送配電事業者と取り決める適切かつ円滑な設備の引継ぎが実現される限りにおいて、引き続き異なる設備構成・運用を継続することが認められるものと考えています。</p>
19	<p>・配電事業者が指定区域供給制度の対象とすることを選択し認められた場合、調整費用や上位系統費用も不要になるため当該費用がインセンティブとなるように明示してほしい</p>	<p>配電事業エリアが指定区域供給制度の対象となる場合、「上位系統費用」が不要となったこと等を反映した貸与価格等に見直されると考えています。</p>
(2) 指定区域供給制度		
20	<p>【意見4】 ・該当箇所 P50 II (2) 指定区域供給制度/ (b) 詳細設計の方向性/①指定基準の詳細設計 ・意見内容 独立系統化できる場合の安定供給を阻害するおそれがないことの判断基準として、停電時間の見込みが独立系統化しない場合を下回ることとされているが、住民説明の上で品質が同程度であれば、一定の範囲内であれば許容することとしてはどうか。 ・理由 小規模系統で停電時間の短縮を担保することでコストアップにつながる可能性があり、独立系統化の趣旨に反することになるのではないかと。</p>	<p>停電時間の見込みについては、定量的な評価に基づき比較を行いますが、同程度とした場合には、厳密には停電時間の見込みが独立系統化しない場合を上回る場合も含むおそれがあるため、「下回ること」を基準としています。</p>
(3) アグリゲーター制度		
21	<p>【意見5】 ・該当箇所 P58 II (3) アグリゲーター制度/ (b) 詳細設計の方向性/③変更命令の基準 ・意見内容 アグリゲーター制度に於いて、サイバーセキュリティに関する届出事項に対して、実体の抜き取り確認を実施してはどうか。 ・理由 現状の規定では、電力供給に支障が生じた場合など、主に発生後に業務改善命令等が出される運用となっており、予防保全的な観点での対応も必要ではないかと考えるため。</p>	<p>特定卸供給事業者は、事業を開始する30日前に届出が必要となっていますが、当該届出の審査にあたっては、全ての届出者に対してサイバーセキュリティ対策の確保状況を確認することを考えております。 仮にその確保状況が不十分だった場合は、届出者に対して変更命令を行い、是正を求めることが可能です。 よって、本制度では、抜き取りではなく、全ての特定卸供給事業者のサイバーセキュリティ対策の確保状況を届出時に確認し、必要に応じて対策内容を是正させる運用となる予定です。</p>
(6) 電源投資の確保		

22	<p>(該当箇所) P85 表11 論点1「対象」</p> <p>(意見内容) 2050年のカーボンニュートラル実現までに30年弱のトランジション期間があることを念頭に置いて、対象電源を検討することが重要と考えます。つまましては、この制度措置の対象の閾値を広げ、技術進展にあわせて要件の見直しを行っていくことが望ましいのではないのでしょうか。</p> <p>(理由) 2050年の脱炭素に向けて、30年弱のトランジション期間があることを踏まえながら、対象について検討を進めることが重要と考えます。</p> <p>現在、火力電源が役割を担っている供給力・調整力を確保しながら、脱炭素に向かうために、足元でできる現実的な方策として、既存の火力電源のうち老朽化したベース電源を、変動再エネおよび、その変動再エネと親和性の高い低炭素な調整電源に置き換えていくものが挙げられます。</p> <p>さらに、火力電源については、当初はCO2を排出していたとしても、将来的な技術革新により、メタネーションによる合成メタンや水素、アンモニアなど、脱炭素エネルギーの活用も想定され、カーボンニュートラルへの転換も可能と考えられます。</p> <p>つまましては、持続可能な電力システム構築小委員会での委員のご発言にもありました通り、この制度措置の閾値を広げる方針の下で対象電源を検討することとし、技術進展にあわせて要件の見直しを柔軟に行っていくことが望ましいと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後詳細を検討するにあたっての参考とさせていただきます。</p>
23	<p>【意見6】</p> <p>・該当箇所 P77 (6)電源投資/(a)背景・目的 P81 (6)電源投資/(b)本制度の検討/②本制度の方向性/対象の考え方 P84 (6)電源投資/(c)今後の検討について</p> <p>・意見内容 今後検討すべき論点①対象に挙げられている「CO2を排出する供給力や調整力の取扱い」は、発電設備の製造業者にとって最も重要であると考えている。段階的CO2削減を目指す上で、しっかり議論して頂きたい。</p> <p>各文中に「化石火力への依存度を下げる」との記載があるが、化石燃料を利用しつつ、CO2を分離・回収・貯留・利用する事で大気へのCO2排出を伴わない火力発電は、カーボンニュートラルを実現するひとつの手段と考える。また、水素・アンモニア等カーボンフリー燃料を混焼、将来的には専焼することで、低・脱炭素化を目指している。こうした技術により火力発電であっても、2050年カーボンニュートラル社会実現における電源になり得ると考える。</p> <p>従い、「化石火力への依存度を下げる」ことではなく、再生可能エネルギーの比率を高めると共に「火力発電によるCO2排出量を抑制する」ことが目標であることを明示頂きたい。</p> <p>・理由 カーボンニュートラルを実現させるための電源の一つに、水素やアンモニアなどの脱炭素燃料を専焼する火力発電がある。この技術は、高効率な火力発電や脱炭素燃料を混焼した火力発電の延長線上の技術で実現するものであり、実現させるためには、製造業者と発電事業者のそれぞれの立場で、継続的な技術の伝承・発展が必要である。</p> <p>「化石燃料から脱却すべき」との論調が強まっているが、本質的な課題はCO2を大気中へ排出しない事である。目指すものが適切に表現されないことにより、火力発電そのものを全否定されてしまう事を懸念する。</p> <p>この理解を促すためにもカーボンニュートラル実現に資する技術を排除するような表現にならないよう、配慮頂きたい。</p>	<p>御指摘の箇所につきましては、御意見踏まえ「化石火力」の前に「CO2を排出する」を付け加える修正をさせていただきました。</p>
<p>総論に関する御意見</p>		
24	<p>環境変化に対応して、電力システム再構築のためのとりまとめ、多大な労力を要したと推察されます。10-11ページのインセンティブに関する表など、工夫されているところはいいと思います。</p> <p>ただ、自由化した方がいいものの、このように多大な労力を行政側が費やすを得ないのは、電力という根幹インフラに関わることだからですが、自由化を取りやめて旧来の方式に戻した方がトータルで考えるとよるしいのでは？</p>	<p>低廉で安定的な電力供給は国民生活を支える基盤であるものの、東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、一般電気事業者（当時）による電気料金の値上げが相次いでいることに加え、電力需給のひっ迫時における需給調整の機能の強化や電気事業者への多様な事業者の新規参入の必要性が増すなど、従来の電力システムが抱える様々な課題が明らかとなりました。こうした課題に鑑み、「電気の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的として、電力システム改革を進めることとしております。</p>